

基本政策2 安全安心な暮らしが支える笑顔で健康に「いきる」まちづくり

政策の分野4 健康・医療

個別政策7 健康づくりの推進

現況と課題

本市の健康寿命は、宮城県内35市町村中、男性が76.56年で34位、女性が82.34年で33位と下位に位置しています。同様に平均寿命も下位であり、全国を100として指標化した市町村別標準化死亡比で比較すると、脳血管疾患で死亡する人が約160と著しく高い値であることが挙げられます。

また、将来、生活習慣病や成人病などに直結する可能性が高い肥満の子どもの割合が、全国と比較した場合2倍以上であるといった健康課題があります。

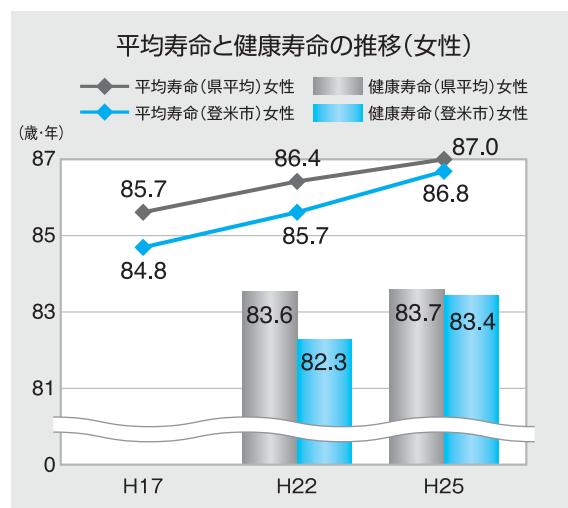
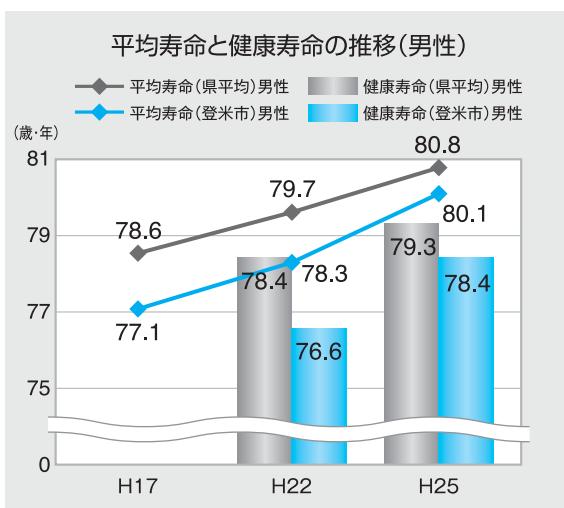
市民の健康づくりへの関心は高く、健診受診率や予防接種の接種率の向上が見られるものの、特定保健指導の実施率が低いことや要治療者の未受診など、健康診断が生活習慣病の改善に結びついていない現状にあります。

このような現状や今後、さらに進展する超高齢社会を見据え、児童期からの生活習慣病予防対策を進めるとともに、若年層の健康意識の高揚を図り、生涯にわたり自主的に健康づくりに取り組める環境を整えるなど、超高齢社会の中にあっても健康を維持し、お互いに支えあえる環境づくりが求められています。

今後の方向性

生活習慣や社会環境の改善を通じて、平均寿命だけではなく健康寿命の延伸を目指すとともに、市民一人ひとりが生きがいを持ちライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できるように、母と子の健康づくりをはじめ、各種健康診断、生活習慣病予防対策、感染症予防対策を中心とした地域に根ざした健康づくりに取り組みます。

また、可能な限り住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしを続けられることを目指し、予防から医療・介護・福祉を一体的に提供する地域包括ケア体制の推進を図ります。



資料:H17年、H22年平均寿命=厚生労働省市区町村生命表(各年)

各年健康寿命及びH25年の平均寿命=宮城県保健福祉部(健康寿命のH22年は国勢調査の人口を基に算出されているが、H25年は参考として住民基本台帳の人口で算出されている)

施策11 健康づくりの推進

- ①健康づくりを進めるために、市民一人ひとりがライフステージに応じた目標を定めるとともに、0次予防※1の取組を推進します。
- ②高齢になっても生涯現役でその能力を活かし社会参加できるように、各種健診や健康教育等を実施し、生活習慣病予防や介護予防に取り組みます。
- ③母と子の健康づくりを進めるため、妊産婦・乳幼児の健康診査や母の心の健康づくり等を充実するとともに、子育て支援センターと連携し、育児支援の充実を図ります。
- ④感染症等の発生予防と重症化を防止するため、正しい知識や情報の普及・提供を図るとともに、予防接種を推進し、接種率の向上を図ります。
- ⑤市民に重大な被害を及ぼす新型インフルエンザ等の流行に備えるため、感染症の拡大防止体制の充実強化に努めます。
- ⑥心の健康づくりを推進するため、ストレスや引きこもり等の悩みを抱えている当事者等に対する相談体制の充実を図るとともに、互いに支えあえる地域づくりを目指します。

施策12 地域包括ケア体制の充実・強化

- ①市民が可能な限り、住み慣れた地域で生活を送れるように、医療・介護・福祉の関係機関が相互に連携できる環境を構築するとともに、必要とする情報の集約化を進め、地域包括ケア体制の充実を図ります。

【関連条例・計画】 元気とめ21計画
 登米市食育推進計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (26年度)	目標	
				32年度	37年度
健康寿命	健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間で、要介護2以上の認定者を除いたもの	年	男性76.6 (22年)※	78.2 (32年)	79.1 (37年)
			女性82.3 (22年)※	83.9 (32年)	84.7 (37年)

※国勢調査人口を用いて算出されるH22年の数値を基準としている。



健康づくりのため、各地域で実施されている健康教室

※1【0次予防】：個人の努力だけではできない生活・社会・自然などの環境を活用した予防の考え方。

個別政策8 地域医療・救急体制の充実

現況と課題

本市では、登米市民病院を中心に市内の各病院・診療所との連携・機能分担を図り、市民が健康的な生活を送ることができるよう、安心で良質な医療の提供に努めてきました。

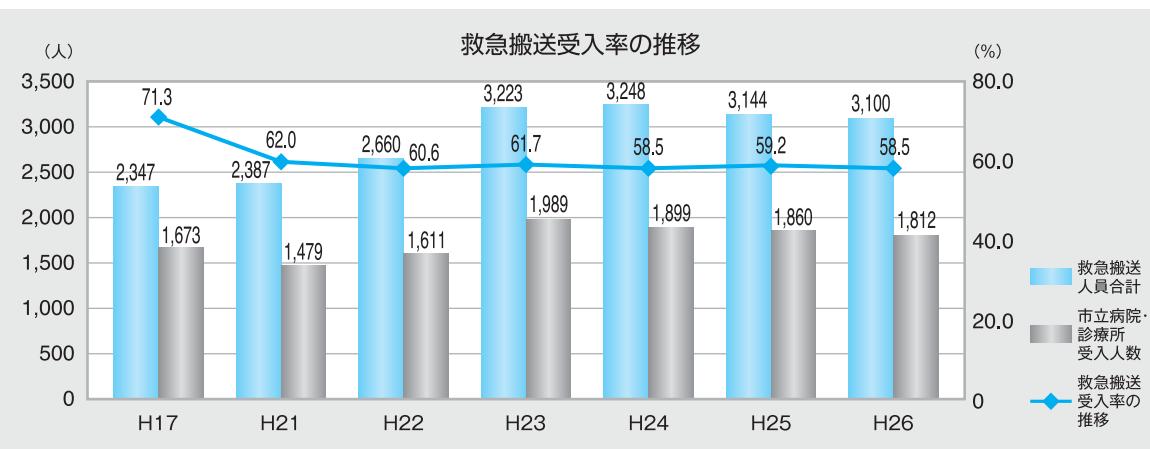
また、救急体制として、登米市民病院救急外来棟を増築し、救急患者の受入環境等の充実を図ったほか、消防署及び全出張所へ高規格救急自動車^{※1}の配備や救急救命士の養成を行い、救急要請時の迅速かつ効率的な現場対応が可能となっています。

少子高齢化や医療の高度化・専門化、保健・医療・福祉に対する市民のニーズが多様化する中で、市民一人ひとりが地域で安心して生活できるようにするために、より質の高い医療機能及び救急体制の整備・充実が求められています。

今後の方向性

市民がどこに住んでいても必要な医療・保健サービスが受けられるように、地域医療体制、救急医療体制の充実・強化に取り組みます。特に地域の中核的な病院である登米市民病院は、急性期・回復期医療等を担う地域密着型病院を目指し、米谷病院及び豊里病院は、登米市民病院と連携しながら、療養病床・在宅医療などの機能を活かした医療を提供する体制づくりに取り組みます。

また、県や隣接市町、関係医療機関との連携強化を図り、広域的な救急搬送の円滑化に取り組むとともに、市民を対象とした各種講習会等を通じ、救急救命に関する意識の向上及び応急手当等の普及・啓発に努めます。



資料：消防年報とめ(各年)



地域の中核的な
病院となっている
登米市民病院

※1【高規格救急自動車】：救急救命士が医師の指示のもとに、より高度な救急救命処置を行うための資器材を装備した車両。

施策13 地域医療の充実

- ①地域医療を担う登米市医師会及び開業医師と積極的に連携しながら切れ目のない医療を提供するため、市立病院への開放型病床の設置等により、病診連携を機軸として地域に貢献する体制の整備を図ります。
- ②産み育てることのできる環境づくりに向けて、産科及び小児科医師の招へいにさらに努めるとともに、広域的な関連施設との連携強化や時間外診療などによる小児医療体制の充実を図ります。
- ③不足している療養病床を整備するため、米谷病院を一般病床と療養病床を備えた病院として改築し、医療提供体制の充実を図ります。
- ④今後ますます需要の伸びが見込まれる在宅医療については、診療報酬改定の動向や地域包括ケア体制との整合性を図りながら、24時間対応による効率的な運営体制の整備を図ります。
- ⑤市立の病院・診療所に電子カルテシステム^{*1}等を導入し、宮城県医療福祉情報ネットワークと連携しながら医療サービス及び医療の質の向上を図ります。
- ⑥若い医師の確保・育成のため、東北大学病院が進める新たな医師育成システムと連携するとともに、登米市民病院が教育関連病院の認定を取得するなど、受入体制の充実を図ります。

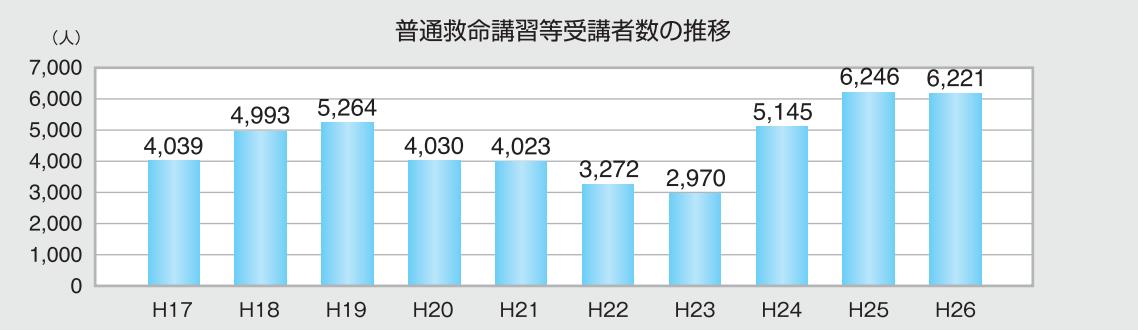
施策14 救急体制の充実

- ①適切な搬送体制の構築のため、宮城県救急搬送実施基準に基づき、医療機関との連携を強化し、傷病者の状況に応じた適切な搬送を目指します。
- ②迅速かつ効果的な現場対応を行うため、継続して救急救命士の養成及び教育訓練を実施します。
- ③救急救命に関する意識の向上や救命率の向上を図るために、普通救命講習等の応急手当普及啓発を推進し、特に救命入門コースによる小学生中高学年への普及啓発を強力に推進します。
- ④石巻赤十字病院や大崎市民病院などの高次医療機関との連携を強化し、役割分担を明確にしながら救急医療提供体制の充実を図ります。

[関連条例・計画] ○登米市立病院改革プラン
○登米市消防計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (26年度)	目標	
				32年度	37年度
救急搬送受入率	全救急搬送人員のうち、市立病院・診療所において受入れた人員の割合	%	58.5	64.2	71.6
普通救命講習等受講者数	心肺蘇生法等、応急手当の普及啓発のための講習受講者数	人	6,221	6,800	7,500



資料：登米市消防本部 警防課調べ(各年度)

*1【電子カルテシステム】：診療の経過を電子情報として作成・保存し、カルテを一括してデータベースに記録する仕組み。

政策の分野5 福祉・生活

個別政策9 社会福祉の充実

現況と課題

本市の高齢化率は、平成22年に28%を超えると見込まれています。

また、核家族化や少子高齢化に伴う高齢者世帯の増加、ひとり親家庭等の増加など、多様な世帯によって構成される地域社会は、相互機能の低下や一体感の希薄化が懸念されています。

このため、だれもが安心して生活を送ることができる地域社会の実現に向け、福祉活動への協力や参加の推進など、地域全体で共に支え合う体制づくりが必要とされています。

また、障がい者が可能な限り住み慣れた地域において日常生活や社会生活を営み、それぞれが能力を発揮し、共生する社会が求められています。

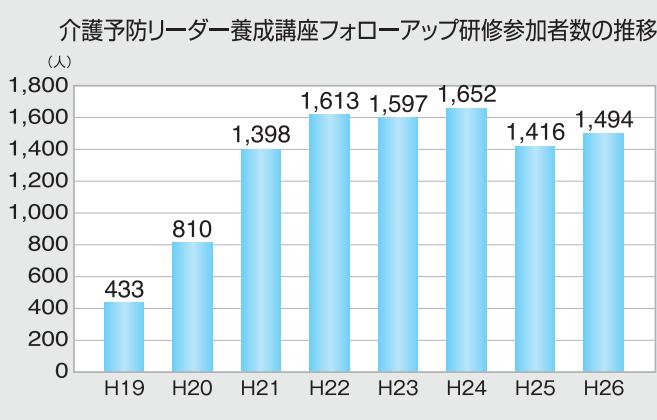
今後の方向性

地域福祉活動において、市民一人ひとりが人権を相互に認め合う、差別のない人権意識の高いまちづくりに取り組みます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくように、保健・医療・福祉が連携し、健康増進活動や生きがいづくり、医療や福祉サービスの充実を図るとともに、地域全体で高齢者を支える体制づくりに取り組みます。

障がい者が地域社会の中で暮らしていくように、一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスや生活の場の充実を図るとともに、働く機会の拡充や地域コミュニティへの参加の促進など、地域全体で障がい者を支えるための体制づくりに取り組みます。

ひとり親家庭等で問題を抱えている市民が安定した生活を送れるように、経済・精神面の支援体制づくりに取り組みます。



資料:登米市市民生活部 健康推進課調べ(各年度)



高齢者の健康増進などを目的として開催されている宮城県シニアスポーツ大会

*1【ユニバーサルデザイン化】:障害者、高齢者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように建物、環境などをデザインすること。

*2【要介護者等】:身体または精神の障害のために、入浴・排せつ・食事など日常生活での基本的な動作について、6カ月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態、または、6カ月にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減・悪化防止のために特に役立つ支援が必要と見込まれる状態にある要介護状態及び要支援状態にあると認定された介護保険の被保険者。

*3【2025年問題】:1947~49年生まれの団塊世代が75歳以上の後期高齢者になり、介護・医療費等社会保障費の急増が懸念される問題のこと。

施策15 地域福祉の推進

- ①住み慣れた地域での安心した生活を実現するため、支援を必要とする当事者や地域住民・行政・福祉団体等が共に支え合う仕組みづくりを進めます。
- ②市民一人ひとりが互いに人格と個性を尊重し、思いやりを持った生活を送ることができる地域づくりを進めます。
- ③地域での共助による福祉活動の活性化のため、地域福祉コミュニティの形成を図ります。

施策16 高齢者福祉の充実

- ①高齢者の孤立防止を図るため、生きがいづくりや社会参加を推進します。
- ②高齢者や家族介護者が安心して生活や介護を行える環境を整備するため、住宅改修や地域交通の充実、ユニバーサルデザイン化^{*1}のまちづくりを推進します。

施策17 障がい者(児)福祉の充実

- ①障がい者が安心して生活できる環境の整備を推進するため、地域での支援体制の充実を図ります。
- ②障がい者が自立した社会生活や社会参加を行えるよう、適切な介護支援や就労支援等の福祉サービスの充実を図ります。
- ③幼児期から切れ目のない支援を行うため、地域・教育・保健・医療・福祉の各分野が一体となり、障がい者や家族への相談体制の充実を図ります。

施策18 介護保険事業の推進

- ①要介護者等^{*2}やその家族のニーズに即した介護サービスが利用できるよう、介護サービスの体制整備を推進します。
- ②介護保険制度に対する市民の理解を深めるため、普及啓発活動を推進します。
- ③2025年問題^{*3}を見据え、要介護者の増加を抑えるため、介護予防の充実を図ります。

施策19 権利擁護の推進

- ①高齢者や障がい者等の人権や権利保護のため、成年後見制度^{*4}の活用や地域福祉権利擁護事業を推進します。
- ②高齢者や障がい者の虐待防止のため、当事者や養護者などに対する支援や指導の強化を図ります。
- ③ドメスティック・バイオレンス^{*5}相談の適切な活用を促すため、ドメスティック・バイオレンスの影響についての啓発・相談・関係機関の連携強化を図ります。

施策20 母子・父子家庭福祉の充実

- ①経済支援が必要な家庭の負担軽減を図るため、児童扶養手当の支給や医療費助成を行うとともに、公営住宅への優先入居等の支援を行います。
- ②自立と安定した生活を支援するため、高等職業訓練や自立支援教育訓練を活用した資格取得を促進します。
- ③精神的負担の軽減のため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、家庭児童相談員等による相談体制や支援の充実を図ります。

[関連条例・計画] ○登米市地域福祉計画 ○登米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 ○登米市障害者計画・障害福祉計画 ○登米市子ども・子育て支援事業計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (26年度)	目標	
				32年度	37年度
介護予防普及啓発事業参加者数	介護予防事業への参加者数	人	1,494	1,550	1,780
在宅生活者を対象とした障がい者福祉サービス支給件数	自宅やグループホームに居住する障がい者の生活を支援するためのヘルパーや通所サービスの支給件数	件	983	1,030	1,100

*4【成年後見制度】：判断能力が十分でない方の権利を守るために、援助者を定めて法律的に支援する制度。

*5【ドメスティック・バイオレンス】：配偶者やパートナー（婚約者、恋人）などの近親者から受ける暴力のこと。

個別政策 10 生活支援の充実

現況と課題

本市における生活保護の動向は減少傾向にありますが、めまぐるしい社会情勢の変化により、低所得者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

また、低所得者が抱える様々な問題を解消するため、関係機関と連携し、支援及び幅広いケア体制の充実が必要となっています。

消費者を取り巻く環境は、経済社会の国際化や高度情報化、社会情勢の変化に伴い、消費者問題も複雑多様化かつ悪質化しており、市民の深刻な消費者被害に対応する体制の強化が求められています。

医療保険を取り巻く状況は、急速な高齢化の進行と医療技術の高度化により、運用が厳しい状況にあります。

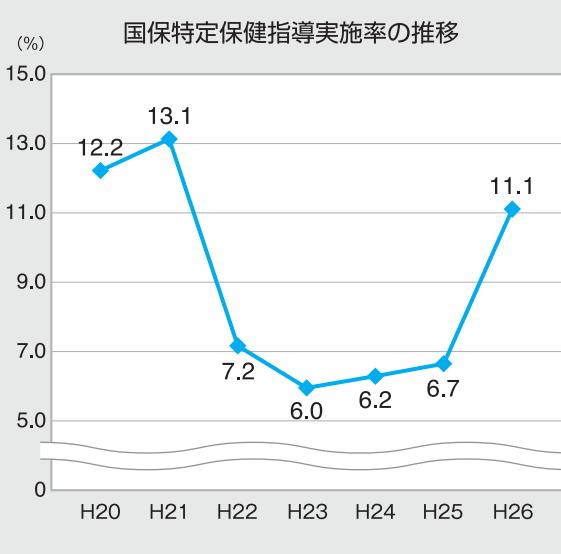
このため、医療費需要の動向等を分析しつつ、被保険者の疾病予防や健康増進等を図りながら適正に運用していく必要があります。

今後の方向性

生活に困窮する市民、家庭における問題を抱えている市民が、経済的に自立し、健康で安定した生活を送れるよう、実情に即した生活支援を行うとともに、経済・精神面の支援体制づくりに取り組みます。

市民の深刻な消費者被害に対応するため、消費生活相談窓口を設置し、問題解決に向けた相談業務を実施するとともに、弁護士や司法書士と連携を図り、多重債務や振り込め詐欺などの被害の防止対策に努めます。

すべての市民が、将来にわたり健康で文化的な生活を営めるよう、医療保険制度の適正な運用を図りながら、公的年金制度の啓発と相談支援に取り組みます。



生活習慣病予防のために実施する特定健康診査

資料：登米市市民生活部 国保年金課調べ(各年度)

施策21 低所得者福祉等の充実

- ①生活困窮者の自立支援のため、年金や各種手当等の社会保障制度の適正な活用を図るとともに、相談支援体制の充実を図ります。
- ②多様化する生活相談ニーズへ対応するため、ハローワークなど関係機関との連携強化を図ります。

施策22 生活保護支援

- ①生活保護費の適正な給付を行うため、きめ細かな面接相談等により要保護者の実態把握に努めます。
- ②早期の経済的自立を進めるため、ハローワークや関係機関と連携した就労活動支援の強化を図ります。
- ③実情に即した支援を進めるため、民生委員・児童委員や関係機関との連携による相談・支援体制の充実を図ります。

施策23 消費生活対策等の充実

- ①市民の深刻な消費者被害に対応するため、弁護士・司法書士との連携や相談員の能力向上を図るなど、消費生活相談体制の充実に努めます。
- ②多重債務や振り込め詐欺などを未然に防ぐため、消費者問題に関する出前講座を開催するなど啓発活動を推進します。

施策24 医療保険の適正な運用

- ①国民健康保険制度の適正かつ健全な運営を推進するため、制度の普及に努めるとともに、医療費の適正化、特定健康診査等の実施、国保税の収納率向上等に取り組みます。
- ②後期高齢者の健康保持と適切な制度運営を推進するため、制度の普及に努めます。
- ③心身に障がいのある方や母子・父子家庭、子どもの医療機会の確保と経済的負担の軽減を図るため、医療費自己負担額を助成します。

施策25 公的年金の適正な運用

- ①確実な受給権を確保するため、国民年金制度の普及に努めるとともに、相談業務の充実を図ります。

[関連条例・計画] ○登米市国民健康保険条例
○登米市国民健康保険特定健康診査等実施計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (26年度)	目標	
				32年度	37年度
生活保護率	人口1,000人当たりの生活保護受給者の比率(千分比)	%	8.02	7.97	7.95
国保特定保健指導実施率	健診受診により動機付け支援・積極的支援の対象とされた者のうち、動機付け支援・積極的支援の指導プログラムを実施した者の割合	%	11.1	15.0	20.0

政策の分野⑥ 防災・安全

個別政策 11 災害に強いまちづくりの推進

現況と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本市においても甚大な被害を受け、登米市民の尊い命や大切な財産が失われました。

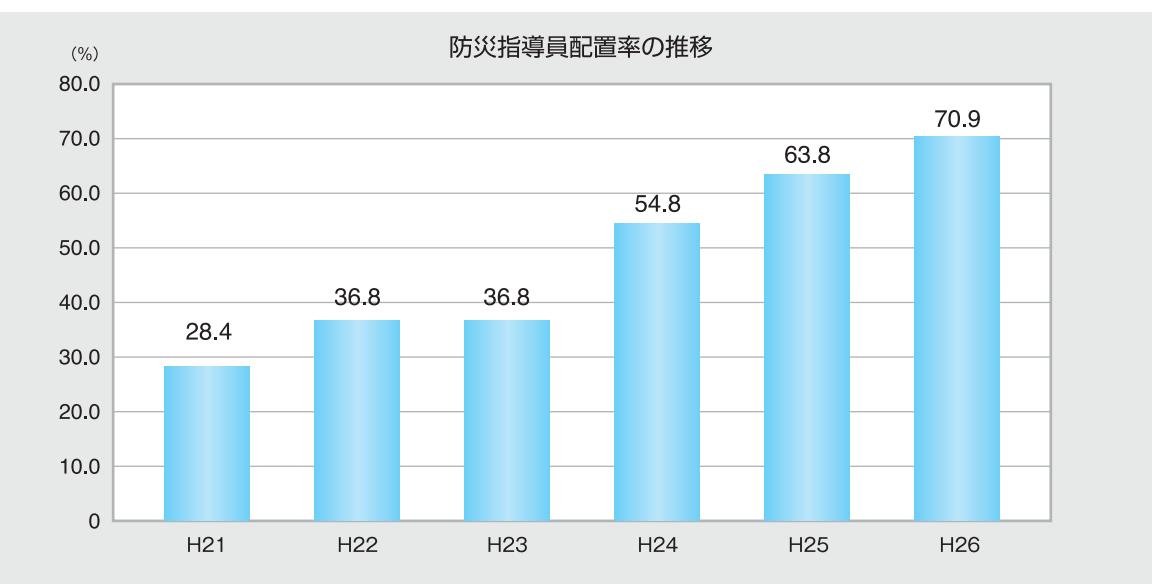
近年の自然災害は、特徴として予測困難で短時間のうちに甚大な被害が発生するものが多いこともあり、市民の防災に対する関心は一層高まっています。今後も行政・消防団・自主防災組織等の関係機関が一体となって、市民とともに災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

また、市民の防災上の知識や技術の向上を図りつつ、防災に対する意識をさらに高めていくため、情報提供の推進や市民自らが積極的に防災情報の収集を行うことの重要性について、啓発を進める必要があります。

今後の方向性

登米市民一人ひとりの防災意識の高揚を図りながら、各地域で組織されている自主防災組織の育成や自発的な防災活動を推進し、災害発生時における地域との連携・協力体制の強化、高齢者や障がい者などの要支援者・外国人への対応など、地域防災力の向上に取り組みます。

また、コミュニティレベルの計画である「地区防災計画」の作成を推進するとともに、地域の実情に合わせた地域防災マップの作成支援などを行なながら、災害に強い登米市の実現に取り組みます。



資料:登米市総務部 防災課調べ(各年度)

施策26 消防・防災対策の充実

- ①災害の未然防止や被害を最小限にするため、地域防災計画に基づき宮城県など関係機関と連携した事前対策の充実を図るとともに、原子力災害時における避難計画の作成や洪水及び土砂災害ハザードマップを定期的に見直しながら、防災意識の高揚と地域防災力の向上を図ります。
- ②防災情報等を市民に迅速かつ正確に伝達するため、情報伝達手段の整備を進めます。
- ③災害に強いまちづくりを進めるため、災害時応援協定の締結や非常用食料、毛布等の備蓄を進め、災害時に迅速に対応できる体制整備を図ります。
- ④災害時における初動体制の確立を図るため、自主防災組織の初動対応訓練の実施やリーダー養成を推進します。
- ⑤避難行動要支援者^{※1}等の災害弱者の安全を確保するため、関係機関や自主防災組織等と連携し、避難支援体制の充実を図ります。
- ⑥消防車両、防火水槽等を整備計画に基づき整備を図り、市内に均衡ある防災体制を確立するとともに、地域の消防防災において重要な役割を担っている消防団員を確保するため、特に青年層や女性の加入を促進します。
- ⑦住宅火災による死傷者を出さないため、婦人防火クラブなど関係団体と連携して住宅用火災警報器の適正設置を推進します。
- ⑧武力攻撃等への災害に対応するため、国民保護計画に基づき、市民に対する危機管理体制の充実を図ります。

○登米市地域防災計画
【関連条例・計画】 ○登米市国民保護計画
○登米市消防計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (26年度)	目標	
				32年度	37年度
防災指導員配置率	自主防災組織のリーダーとなる防災指導員の配置割合	%	70.9	100.0	100.0
住宅用火災警報器適正設置率	住宅火災の早期覚知のための住宅用火災警報器の適正設置の割合	%	56.7	90.0	100.0



安全・安心の要、消防防災センター

※1 【避難行動要支援者】:要援護者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。

個別政策 12 安全なまちづくりの推進

現況と課題

本市では、これまで関係団体と連携した防犯・交通安全の啓発活動や施設の整備を進めてきた結果、犯罪の認知件数は年々減少していますが、交通事故件数については増加傾向にあります。

さらに、東日本大震災の復興が進む中で、工事関係車両など市内を通行する車両の増加によりこの傾向が続くことが憂慮されます。

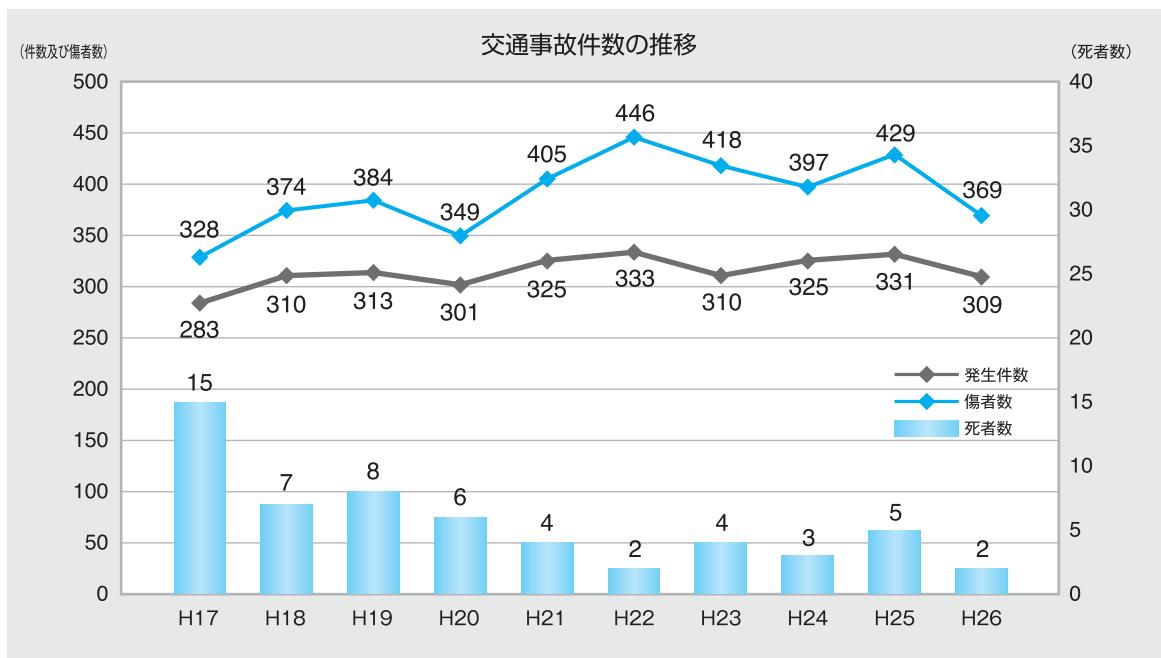
今後も家庭・地域・関係機関が一体となって防犯・交通安全体制の強化に努め、安全・安心で住み良い地域の環境づくりを進める必要があります。

今後の方向性

犯罪や交通事故のない安全安心な地域社会の実現に向けて、地域や関係団体等の自主的な活動を支援・促進し、地域ぐるみによる防犯・交通安全の推進に取り組みます。

市民一人ひとりが自主的な防犯活動を推進するとともに、「地域の安全は地域で守る」という市民意識を啓発し、地域住民の協力を得て、だれもが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

市民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し習慣化するなど、交通死亡事故ゼロのまちづくりに取り組みます。



資料:登米市市民生活部 市民生活課調べ(各年)

施策27 防犯・交通安全対策の充実

- ①犯罪を抑止するため、防犯協会など関係機関等と連携した防犯活動を実施するとともに、広報紙やメール配信サービス等を活用した防犯情報の提供と防犯意識の啓発を図ります。
- ②交通事故をなくすため、交通安全協会など関係機関等と連携した街頭活動を行うとともに、交通安全教室等を実施し、交通安全思想の普及を図ります。
- ③防犯・交通上における安全を確保するため、防犯灯やカーブミラー等の安全施設の整備を進めます。

○登米市防犯指導員条例
【関連条例・計画】 ○登米市交通安全指導員条例
 ○登米市交通安全計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (26年度)	目標	
				32年度	37年度
刑法犯認知件数	警察が把握した登米市内における刑法等の犯罪件数	件	551 (26年)	500 (32年)	440 (37年)
交通事故発生件数	警察が把握した登米市内における人身交通事故件数	件	309 (26年)	300 (32年)	270 (37年)



交通事故発生防止に向けて、団体が実施する街頭啓発活動